# 関西電力株式会社第91回定時株主総会における大阪市提案

- ※ 第11, 16~19号議案は京都市との共同提案
- ※ 第20号~24号議案は本市単独提案

# 第11号議案 定款一部変更の件(1) ※大阪市・京都市共同提案

### ▼提案の内容

「第4章 取締役及び取締役会」に以下の条文を追加する。

### (取締役の報酬の個別開示)

第31条の2 取締役の報酬に関する情報は個別に開示する。

### 【提案理由】

関西電力が脱原子力発電と安全性の確保、発送電分離や再生可能エネルギーなどの 大規模導入、天然ガス火力発電所の新増設といった事業形態の革新に向けて現在の経 営方針を大転換していくためには、安易な電気料金の値上げに繋がらないよう徹底し たコスト削減を図ることはもとより、経営の透明性を一層高めることが必要である。

また、平成 25 年 5 月からわずか 2 年で 2 度の大幅な電気料金値上げを実施することに対して、需要家へのコスト削減に関する説明責任を果たすために取締役の報酬に関する情報を個別に開示すべきである。

### 第16号議案 定款一部変更の件(1) ※大阪市・京都市共同提案

# ▼提案の内容

「第1章 総則」に以下の条文を追加する。

### (経営の透明性の確保)

第5条の2 本会社は、可能な限り経営及び事業に関する情報開示をすることなどにより、需要家の信頼及び経営の透明性を確保する。

#### 【提案理由】

電力事業は、その公益性に鑑み、需要家の信頼と経営の透明性を確保することが必要であり、経営及び事業に関する最大限の情報開示を行う必要がある。同時に、政治家及び政治的団体等への寄付等の便益供与や、例えば「原子力規制委員会」等に携わる研究者等に対する寄付等については一切行わないとともに、あわせて競争入札による調達価格の適正化に努めることを会社の方針として明確に示すことが必要である。

# 第17号議案 定款一部変更の件(2) ※大阪市・京都市共同提案

### ▼提案の内容

本会社の定款に以下の章を新設し、以下の条文を追加する。

## 第11章 脱原発と安全性の確保及び事業形態の革新

#### (代替電源の確保)

第52条 本会社は、原子力発電の代替電源として、再生可能エネルギーなどの飛躍的な導入による自立分散型電源の活用や天然ガス火力発電所の新増設など、多様なエネルギー源の導入により、新たな発電事業を積極的に推進することにより、低廉で安定した電力供給の役割を担う。

## 【提案理由】

脱原発に向けて原子力発電所を廃止するために、当面の対策として、電力需要抑制に向けた取組みの強化や他の電力会社からの電力融通などに加え、関西以外のIPP・コジェネ買取を含むM&Aの強化や天然ガス火力発電所の新増設等により供給力確保に最大限努めるとともに、再生可能エネルギーの飛躍的な導入など多様なエネルギー源の導入を図るべきである。

# 第18号議案 定款一部変更の件(3) ※大阪市・京都市共同提案

# ▼提案の内容

本会社の定款に以下の章を新設し、以下の条文を追加する。

# 第11章 脱原発と安全性の確保及び事業形態の革新

#### (事業形態の革新)

第53条 本会社は、電気事業を営むにあたって、多様な主体の自由・公正な競争により、原子力に代わる多様なエネルギー源の導入を促進し、供給力の向上と電気料金の安定化を図るため、必要な法制度の整備を国に要請し、可及的速やかに発電部門もしくは送配電部門の売却等適切な措置を講ずる。

# 【提案理由】

脱原発の推進には、自由・公正な競争により多様なエネルギー源の導入を促進し、供給力の向上と電気料金の安定化を図る必要がある。このため発電部門もしくは送配電部門の分離を速やかに進めるべきであり、国では平成 27 年 4 月に広域的運営推進機関を設立するとともに、平成 28 年度の電力小売りの全面自由化や最終段階である送配電部門の分離に向けた法制度の整備が行われたところである。

東京電力は平成 28 年 4 月から先行して実施することとしているが、可能なかぎり早期に持株会社設立と送配電部門の子会社化による法的分離を進め、発電会社からの独立性を確保しつつ送配電会社としてのノウハウ蓄積と送配電網拡充等を行い、最終的には所有分離により中立的な系統運用を行う事業主体として確立させるなど、発送電分離に向けた事業形態の革新に取り組むべきである。

# 第19号議案 定款一部変更の件(4) ※大阪市・京都市共同提案

▼提案の内容

本会社の定款に以下の章を新設し、以下の条文を追加する。

第11章 脱原発と安全性の確保及び事業形態の革新

(電力需要の抑制と新たなサービスの展開)

第54条 本会社は、経営体質の強化を図るため、スマートメーターの活用やデマンドレスポンスの実施などを通じて電力需要の抑制に努めるとともに、節電・省エネルギーの推進を契機とした新たなサービス事業を積極的に展開する。

## 【提案理由】

本会社の経営体質を強化し、低廉で安定した電力供給を確保するためには、従業員数の削減はもとより、競争入札による調達価格の適正化や過剰な広報費の削減、不要資産売却等のほか、他の電力会社エリアへの小売進出等とともに、電力需要抑制のためにスマートメーター活用やデマンドレスポンス実施、リアルタイム市場創設やネガワット取引など、新たなサービス事業をより一層積極的に展開するべきである。

# 第20号議案 定款一部変更の件(6) ※大阪市単独提案

▼提案の内容

「第1章 総則」に以下の条文を追加する。

(再就職受入の制限)

第5条の3 取締役及び従業員等について、国等からの再就職の受け入れはこれを行わない。

# 【提案理由】

電力事業は、その公益性に鑑み、需要家の信頼と経営の透明性を確保することが必要であり、取締役のみならず従業員等についても、国等の公務員の再就職受入や顧問等その他の名目での報酬支払いは行わないこととすべきである。

# 第21号議案 定款一部変更の件(7) ※大阪市単独提案

▼提案の内容

「第4章 取締役及び取締役会」第20条を以下の通り変更する。

(取締役の定員)

第20条 本会社の取締役は10名以内とする。

## 【提案理由】

関西電力が脱原子力発電と安全性の確保、発送電分離や再生可能エネルギーなどの 大規模導入、天然ガス火力発電所の新増設といった事業形態の革新に向けて現在の経 営方針を大転換していくためにも、経営陣の刷新を図り、徹底したコスト削減と経営 の機動性を高めることが必要である。

### 第22号議案 定款一部変更の件(8) ※大阪市単独提案

▼提案の内容

本会社の定款に以下の章を新設し、以下の条文を追加する。

第11章 脱原発と安全性の確保及び事業形態の革新

(脱原発と安全性の確保)

- 第50条 本会社は、次の各号の要件を満たさない限り、原子力発電所を稼働しない。
- (1)論理的に想定されるあらゆる事象についての万全の安全対策
- (2)原子力発電所の事故発生時における賠償責任が本会社の負担能力を超えない制度の創設
- (3)使用済み核燃料の最終処分方法の確立
- 2 本会社は、脱原発社会の構築に貢献するため、可及的速やかに全ての原子力 発電所を廃止する。

3 前項の規定により原子力発電所が廃止されるまでの間においては、他の電力 会社からの電力融通や発電事業者からの電力調達により供給力の確保に努めるととも に、電力需要を厳密に予測し、真に需要が供給を上回ることが確実となる場合におい てのみ、必要最低限の能力、期間について原子力発電所の安定的稼働を検討する。

## 【提案理由】

関電の原発にシビアアクシデントが発生すると、関西に留まらず広範囲に回復不可能な甚大な被害が想定される。この様な原発の継続は株主利益を著しく棄損するだけでなく、将来に過大な負担を残す恐れがあるため、今後国民的議論を経て脱原発に向けた方針を確立すべきである。関電は今後の国などの政策動向に係わらず、脱原発に向け速やかに原発を廃止すべきであり、供給計画も原発が稼働しない前提で定めるべきである。このため、電力需要抑制に向けた取組みを強化し当面は他の電力会社からの電力融通や発電事業者からの電力調達に努めるべきである。

なお、厳密な需給予測のうえ必要最低限の範囲で原発を稼働させる場合であっても、 再稼働判断及び安全確保について国の責任体制が明確になった上で、論理的に想定される遍く事象についての万全の安全対策や有限責任の損害賠償制度、使用済み核燃料の最終処分方法の確立等極めて厳格な稼働条件を設定すべきである。

# 第23号議案 定款一部変更の件(9) ※大阪市単独提案

### ▼提案の内容

本会社の定款に以下の章を新設し、以下の条文を追加する。

#### 第11章 脱原発と安全性の確保及び事業形態の革新

### (安全文化の醸成)

第55条 本会社は、原子力発電に関する安全の確保について、日常的に個々の社員 が真剣に考え、活発に議論することを通じて、その質をより高め続けることのできる 職場風土の醸成を図る。

# 【提案理由】

原子力発電に関する安全確保の最終的な要素は、職員一人一人が安全性について常に自ら問い、疑問を公式、非公式に拘わらずどのような場でも臆せず議論できる健全な職場環境であるが、こうした職場環境を醸成することは経営者の責任であることから、こうした内容を定款に規定することにより、経営者の努力義務を明らかにすべきである。

# 第24号議案 取締役1名選任の件(10) ※大阪市単独提案

### ▼提案の内容

河合弘之を社外取締役に選任する。社外取締役候補者河合弘之の略歴等は以下のとおりである。

河合 弘之(昭和19年4月18日生)

# 略歴等

昭和45年4月 弁護士登録

平成3年6月 さくら共同法律事務所(現在に至る)

平成23年7月 脱原発弁護団全国連絡会共同代表(現在に至る)

平成24年2月 大阪府特別参与並びに大阪市特別参与

所有する当社普通株式の数 100 株

# 【提案理由】

脱原発と代替電源の確保、発送電分離といった電力システム改革やデマンドレスポンスなどの新たな電力市場形成など、直面する多くの課題に対応するために経営方針の大転換を図る必要がある。特に原発事業について、再稼働判断や安全確保についての国の責任体制が明確になっていない状況のもとで、関電が適切に今後の脱原発に向けた経営判断を行うために、原子力行政に関する法的な知見を有する人材が求められるところである。

河合弘之氏は、浜岡原発や福島原発、大飯原発など全国の脱原発訴訟を数多く担当 し、今後の脱原発に向けた取組みを進めるうえで必要かつ十分な経験と見識を備えて いる。また、ダグラス・グラマン事件やイトマン事件など数多くの企業訴訟を担当し、 企業経営における法的リスク管理について熟知している。以上の理由により、河合弘 之氏を社外取締役として選任するものである。